

徳島県告示第七百九十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定したので、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年徳島県条例第五十号）第六条第一項の規定により告示する。

令和二年十二月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

徳島県立男女共同参画交流センター（徳島県立男女共同参画交流センターの設置及び管理に関する条例（平成十八年徳島県条例第十七号）第四条第一号及び第五号に規定する業務（同条例第二条第五号に規定する業務に関する業務に限る。）に係る部分に限る。）

二 指定管理者の名称及び事務所の所在地

公益財団法人徳島県勤労者福祉ネットワーク

徳島市昭和町三丁目三五番地一

三 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで